

申請手順イメージ

3,000㎡以下の畜舎等(特例畜舎等)

申請者

畜舎建築利用計画の作成

【記載事項】

1. 申請者の氏名
2. 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
3. 設計者の氏名・建築士資格
4. 利用の方法
5. 畜産業の内容
6. 工事の着手予定日
7. 関係法令の遵守状況

①下記の添付書類と共に2部提出

県(窓口は各地域農林事務所)

審査

【認定基準】

1. 敷地が市街化区域、用途地域外
2. 高さが16m以下、平屋で居住のための居室を有さない
3. 建築士が設計
4. 利用の方法が利用基準(省令)に適合
5. 関係法令の遵守状況 等

②認定
(又は不認定)

申請者

◆畜舎建築利用計画に添付する書類

- ・住民票の写し等(個人の場合)
 - ・定款及び登記事項証明書等(法人の場合)
 - ・省令第六十四号第一項第三号に指定された図書
 - ・代理申請を行う場合は委任状
 - ・省令第六十四号第一項第五号に指定された図書
 - ・高さ2mを超える崖に近接する場合は、畜舎建築特例法県施行細則第四条に基づく当該崖の断面図
 - ・申請に係る畜舎等が省令第四十八条第二項の規定に係る認定を要する場合は、建築基準法第四十三条第二項第二号の規定による接道許可
- ※特例畜舎等以外の畜舎等(3,000㎡超)においては、指定確認検査機関の技術基準等審査適合証

3,000㎡を超える畜舎等

申請者

畜舎建築利用計画の作成

【記載事項】

1. 申請者の氏名
2. 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
3. 設計者の氏名・建築士資格
4. 畜舎等の敷地・構造・建築設備
5. 利用の方法
6. 畜産業の内容
7. 工事の着手予定日
8. 関係法令の遵守状況

③左下記の添付書類と共に2部提出

指定確認検査機関

事前審査

畜舎等の敷地・構造・建築設備が技術基準(省令)に適合しているか審査

審査

【認定基準】

1. 敷地が市街化区域、用途地域外
2. 高さが16m以下、平屋で居住のための居室を有さない
3. 建築士が設計
4. 畜舎等の敷地・構造・建築設備が技術基準(省令)に適合
5. 利用の方法が利用基準(省令)に適合
6. 関係法令の遵守状況 等

⑥認定
(又は不認定)

申請者

消防機関

消防同意

畜舎等の敷地・構造・建築設備が、技術基準(省令)その他法令の防火に関する規定に適合しているか審査

①事前審査依頼

②適合証交付

④申請

⑤同意